



にこにこフィットネス

ストレッチや体操などの簡単な運動を生活習慣に取り入れることを目的に、みんなで楽しめる教室です。

対象 65歳以上の方
定員 20人
コース 5月～7月、8月～10月、11月～2月の3コース(各コース全11回を予定)

にこにこ脳と体の若返り教室

物忘れの予防や体の健康を保つことを目的に簡単な運動を行う教室です。

対象 65歳以上の方
定員 20人
コース 6月～9月、12月～3月の2コース(各コース全12回を予定)

すこやかシルバーサロン

健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりのために、いきいき体操や遠足、小物づくりなどを行います。

対象 おおむね60歳以上の方
定員 50人
費用 内容により材料費などの負担があります。
開催回数 年間9回(予定)

敬老行事の開催

敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈などを行います。

成年後見制度利用の支援

判断能力が不十分な身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者などに対し、本人に代わり、契約や財産管理を行うことができる成年後見人などの申し立て手続きを家庭裁判所に行います。

箱根町の支援事業

高齢者や障がい者への支援

町では様々な支援事業があります。今月号や先月号の内容を確認していただき、該当するものがある場合は、ぜひ活用してください。

先月号から特集している町のみなさんへのライフステージごとの支援について、今回は、高齢者の方々、また障がいのある方々へ向けた支援について紹介します。
照会先 健康福祉課
☎ 85-7790



障がい者への支援事業

福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活で利用するタクシーの運賃または自動車燃料費を助成します。

対象
・身体障害者手帳1級または2級の方(聴覚障がい、肢体不自由上肢の障がいを除く)
・知能指数35以下または療育手帳がA1・A2の方
・精神障害者保健福祉手帳1級の方
・特定疾患医療受給者証または小児特定疾患給付通知の交付を受けている方

○福祉タクシー利用

内容 利用券(1枚500円)による運賃の助成
交付枚数 年間60枚以内(人工透析を受けている方は、年間156枚以内)

○自動車燃料費助成

内容 助成券(1枚1,000円)による燃料費の助成
交付枚数 年間14枚以内(人工透析を受けている方は、年間36枚以内)

※両方の券の併給(2分の1ずつ)にも対応しています。

施設通所者の交通費の助成

障がい者の方が、更生または社会復帰の目的で、所定の施設に通う際に、支払った交通費を助成します。

身体障害者手帳の診断書料の助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更のため、指定医師による診断書作成に要した診断書料を助成します。

重度心身障がい者住宅設備改良費の補助

重度の障がい者の方のために、玄関、浴室、便所などを改良する場合の経費の一部を補助します。
補助額 世帯の所得状況による
限度額 100万円(工事内容による)

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合の費用の一部を助成します。
対象 身体障害者手帳の上肢障がい1級の方、下肢・体幹・内部障がい1級～4級の方
助成額 自動車教習所の技能教習費の3分の2以内(限度額10万円)

扶助・助成など



自動車改造費の助成

重度身体障がい者の方が、自らが所有し運転する自動車の操行装置などを改造する場合の費用の一部を助成します。
対象 身体障害者手帳1級または2級の上肢・下肢・体幹に障がいのある方(一定以上の所得がある世帯を除く)
助成額 改造に要した費用(限度額10万円)

地域訓練会(なでしこ教室)

言葉や体の発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなどで悩んでいる保護者の方とその子どもを対象に、機能回復と早期療育を目的とした相談や生活訓練です。
開催日 月1回
場所 さくら館

児童言語訓練会(ことばの教室)

聴覚障がい児や発音の気になる子どもとその保護者の方に対し、言語聴覚士が個別指導で言語訓練を行います。
開催日 月4回(毎週水曜日)
場所 さくら館 湯本幼児学園

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター(☎85-3002)を開設しています。
高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。

介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスおよび施設介護サービス(食費、居住費を除く)と福祉用具購入または住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。
対象 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など
助成額 利用者負担の2分の1(居宅サービス費と施設サービス費は、高額サービス費算定基準額の2分の1が限度)

高齢者への支援事業

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。
給付額 購入または設置費用の9割

はり・きゅう・マッサージサービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。
サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。
交付枚数 年間一人3枚
助成額 (1枚につき)
・治療院の場合 1,500円
・医療機関で受診する場合 各医療機関により異なる

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に対し、弁当を届けます。
対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で見守りが必要な方など
利用料 1食310円
利用回数 月・水・金曜日のうち週3回まで

家族介護用品の支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品(紙おむつ)を支給します。

緊急通報用電話機の貸与

近隣に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯などで、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消し、日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを無料で貸し出します。

在宅医療・介護相談窓口

住み慣れた家庭や地域で、医療や介護などのサービスを安心して受けることができるよう、健康福祉課・さくら館内に相談窓口を開設しています。
保健師が相談に応じますので、相談を希望する方は、健康福祉課に連絡してください。

養護老人ホームの入所

身寄りがなく、経済的理由や心身の状況により在宅で生活することができない方などの、養護老人ホームへの入所手続きを行います。